

車両制限令 改正を閣議決定

40㍑背高コンテナ車 通行許可不要に

政府は15日、40㍑背高の国際海上コンテナ車が特車通行許可を不要とする車両制限令の一部を改正する政令を閣議決定した。一定の要件の下、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラー連結車が特別な許可なく道路を通行できるようになる。3月20日に公布・施行される。

同法令では、特車通行許可が不要となる車種として、国際海上コンテナ車（40㍑背高）を設定。道路構造などの観点から支障のない区間に限定し、道路を通行できるものとした。要件としては、国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類の携行のほか、ETC（自動料金収受システム）2.0車載器搭載車・登録などを求めた。

法令施行後の特車通行許可制度では、長さ16.5㍎、車高4.1㍎、総重量44トンなどに制限値を緩和した。現行では、長さ12㍎、幅2.5㍎、高さ3.8㍎、最小回転半径12㍎、総重量20㍎などの制限値を1つでも超える車両については、道路管理者の通行許可が必要となる。

また国際海上コンテナ車（40㍑背高）については、国が道路法を改正し2018年度から導入した「重要物流道路制度」によって、交差点や道路の構造を見直すことで一部主要道路での許可を不要とした。これに加え、今回の法令改正が施行されれば、ドライバー不足の解消とともに物流生産性が向上する。